利根川・江戸川有識者会議傍聴規程

（目的）

第１条　本規程は、利根川・江戸川有識者会議（以下「会議」という。）公開規程第３条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

（受付）

第２条　事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて氏名を記入するものとする。

なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

２　受付の開始は会議開始予定時刻の１時間前とする。

（入室）

第３条　傍聴者受付で受付を終了した者（以下「傍聴者」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の１０分前とし、会議開始後の入室は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

（会議の傍聴）

第４条　傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

１　会議の撮影、録画をしてはならない。
（ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。）

２　会議の録音をしてはならない。

３　発言、私語、談論等を行ってはならない。

４　発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。

５　プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。

６　ビラ等の配付を行ってはならない。

７　みだりに傍聴者席を離れてはならない。

８　携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、使用してはならない。

９　前各項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退場等の措置）

第５条　座長は、傍聴者が前条の規定に違反した場合には、傍聴者に会議会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（その他）

第６条　本規程の変更や本規程に定めなき事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、令和６年11月11日から施行する。